

# 木質バイオマス認定事業者セミナー2019

## (概要報告)



**1. 目的：** 平成24年7月より「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(FIT 制度) が施行され、本会では林野庁ガイドラインに準拠し「自主行動規範」、「事業者認定実施要領」を定め、「関連組合員」の業務円滑化に対応してきた。事業者認定制度発足から7年が経過し、認定事業者数も県内東部地区を主体に増加傾向にある中、制度運用実務者である認定事業者の責務を再確認し、認定制度の的確運用を目指す。

**2. 開催日&会場：** 令和元年11月21日(木) 富士市柳島189-8「ふじさんめっせ」

**3. 参加者：** 合計53名(うち認定事業者44名)

**4. 内容：**

**●主催者挨拶：** 静岡県木材協同組合連合会 事務局

本年度は9月に行った「現場調査」の結果を踏まえ、運用実務を盛り込んだ研修メニューとしたので、日常業務の参考にしていきたい。

他県では、盗伐等の問題もあり、制度運用には厳しい目が向けられているので、研修を機に基本に戻り、的確な制度の運用をお願いしたい。

**●講座：** 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の適切な運用に向けて  
講師／ (一社)日本木質バイオマスエネルギー協会

主任専門調査員 兼 特別研究員 前川洋平 氏

2012年より施行されたFIT制度は、「2020年に抜本的に見直す」ことが明記されている。現在、300件の認定バイオマス発電所の内100件強が稼働しているが、他の再生エネルギーに比べ、バイオマスはハイコストであるとの指摘を受けている(事業費の7割が燃料コスト)。

**① これまでの取り組み状況の紹介**

ガイドラインの概要、(一社)日本木質バイオマス協会の取組について簡単に説明され、書類の連鎖が重要である。

また、静岡県内で行われたモニタリングでは、的確に運用されており、商社に関しても納入業者を監査する等関与していく事が重要である。

**② ガイドラインの運用に関する指摘**

「総務省による行政評価、監視」の結果、調査対象の60%に不適切行為があることが判明したと報告され、具体的な事例が紹介された。現場のみならず、書類を作成する事務員もガイドラインの理解が必要である。

さらに、制度を的確運用するために、以下5つのポイントがあげられた。

1 納入の都度・物流に即して証明

2 伐採段階：伐採届等の「根拠書類」と「証明書」の2種の書類を必ず発行

3 流通、加工段階：書類と丸太の確認

4 全段階：書類と丸太等の管理

5 発電事業者：「証明が連鎖しているか」配慮

**③ ガイドラインの運用に関する工夫事例**

認定団体、認定事業者、発電事業者、都道府県行政の実例を挙げて説明した。

④ 分別管理や証明連鎖の確認

分別管理で重要なのは、「由来の定義を理解し、明確化すること」。また、由来毎に管理するだけでなく、第3者から見て、分別されていることが明らかな状態を保持することが必要と実例をあげて説明した。

⑤ よくある質問

証明書に最低限記載すべき項目を説明し、納品書を利用した証明書の例としてサンプル様式を示し、林野庁 Q&A については、早ければ今年度中に改訂される旨説明があった。最後に、FIT に対する国民目線が一段と厳しくなっており、的確に制度運用することが大切であることが重ねて指摘された。

5. アンケート : 回収数 43 名 (対象 49 名、回収率 87.8%)

【主な意見・質問】

- ・ 3 年間毎年研修会に参加しているが、毎回、「何かひとつ新しいもの」を発見する。改めて基本に立ち返り、まじめに制度運用してゆきたい。
- ・ 現場実態に即した実例等を示しての説明のため、大変わかりやすかった。
- ・ トラック納品時の証明書について、講師に直接質問ができて良かった。
- ・ 書類管理が大変なので、現場の作業員にも制度の本旨を徹底してゆきたい。
- ・ 間伐材由来、一般木質、その他木質バイオマスのチップ価格の相場を教えて欲しい。

# 木質バイオマス認定事業者セミナー2019

## (写真集)



とき：令和元年11月21日（木）／ところ：富士市「ふじさんめっせ」

